

令和7年()第 号 議決取消請求事件

原告 豊橋市

被告 豊橋市議会

令和7年4月22日

証拠説明書

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 足立陽

同 弁護士 赤本優

同 弁護士 岩田晴

印影

印影

印影

号証	標目	原本 ・写し	作成者	作成年月日	立証趣旨
甲1	議決結果一覧表	写し	豊橋市議会	令和6年1月2月	本件議案が豊橋市議会にて可決されたこと
甲2	再議書	写し	豊橋市長	令和7年1月14日	本件議案を再議に付したこと
甲3	令和7年1月豊橋市議会臨時会議決結果一覧	写し	豊橋市議会	令和7年1月	本件議案の再議に対し、再度、可決の議決をしたこと
甲4	令和6年12月市議会定例	写し	豊橋市議会議員	令和6年1月26日	本件議案(条例案)は、議会の議決を経て締結した契

	会条例案 議 案会第17号				約の解除に関し、議決事項 に追加する内容であること
甲5	多目的屋内施 設整備調査委 託報告書(抜 粋)	写し	株式会社 地域計画 建築研究 所名古屋 事務所	平成28年 11月30 日	豊橋市が「多目的屋内施設 整備調査」を事業者に委託 したこと
甲6	豊橋市の新ア リーナ構想に ついて	写し	豊橋市長 佐原光一	平成29年 3月24日	豊橋市が「豊橋市の新アリ ーナ構想について」を国に 提出したこと
甲7	豊橋市「新アリ ーナ」の建設・ 運営に関する 民間提案募集 要項修正版(抜 粋)	写し	豊橋市	平成30年 8月10日	豊橋市が「豊橋市「新アリ ーナ」の建設・運営に関す る民間提案募集要項」を公 表したこと
甲8	「多目的屋内 施設を核とし たまちづくり 基本計画策定 委託業務」で始 まる文書	写し	豊橋市	平成30年 7月4日	豊橋市が多目的屋内施設を 核としたまちづくり基本計 画策定委託業務の公募型プ ロポーザルの結果を公表し たこと
甲9	新アリーナを 核としたまち づくり基本計	写し	豊橋市	平成31年 3月	豊橋市が「新アリーナを核 としたまちづくり基本計画 2019-2023」を策

	画 2 0 1 9 - 2 0 2 3 (抜 粋)				定したこと
甲 10	多目的屋内施 設の基本計画 策定に向けた 基礎調査委託 業務契約書(抜 粋)	写し	豊橋市・株 式会社日 本総合研 究所	令和 2 年 7 月 6 日	豊橋市は、株式会社日本総 合研究所との間において、 多目的屋内施設の基本計画 策定に向けた基礎調査業務 に関する委託契約を締結し たこと
甲 11	令和 2 年 1 1 月 8 日執行豊 橋市長選挙	写し	豊橋市選 挙管理委 員会	令和 2 年 1 1 月	令和 2 年 1 1 月 8 日執行の 豊橋市長選挙において前市 長浅井由崇が当選したこと
甲 12	多目的屋内施 設の基本計画 策定に向けた 基礎調査報告 書 要旨	写し	豊橋市	令和 3 年 3 月	豊橋市が多目的屋内施設の 基本計画策定に向けた基礎 調査報告書を公表したこと
甲 13	多目的屋内施 設関連市場調 査委託業務契 約書(抜粋)	写し	豊橋市・株 式会社日 本総合研 究所	令和 4 年 1 月 1 3 日	豊橋市は、株式会社日本総 合研究所との間において、 多目的屋内施設関連市場調 査業務に関する委託契約を 締結したこと
甲 14	多目的屋内施 設関連市場調 査中間報告書	写し	豊橋市	令和 4 年 4 月	豊橋市が多目的屋内施設関 連市場調査に関し中間報告 書を作成したこと

甲 15	多目的屋内施設の整備について	写し	豊橋市	令和 4 年 5 月 30 日	豊橋市が多目的屋内施設の建設候補地として豊橋公園を選定したこと
甲 16	多目的屋内施設関連市場調査報告書（抜粋）	写し	豊橋市	令和 4 年 7 月	豊橋市が多目的屋内施設関連市場調査報告書を公表したこと
甲 17	多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務契約書（抜粋）	写し	豊橋市・株式会社日本総合研究所	令和 4 年 9 月 5 日	豊橋市は、株式会社日本総合研究所との間において、多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務に関する委託契約を締結したこと
甲 18	多目的屋内施設整備基本計画（抜粋）	写し	豊橋市	令和 5 年 8 月	多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成委託業務の目的は、多目的屋内施設に関する具体的な規模・機能を定める基本計画の策定、PFI手法による事業スキームの検討及び要求水準書等の検討・作成などを行うものであること
甲 19	とよはし市議会だよりNo. 338（抜粋）	写し	豊橋市議会	令和 5 年 5 月 1 日	豊橋市議会は、令和 5 年 3 月市議会定例会において、豊橋公園への多目的屋内施

					設（新アリーナ）建設の賛否を問う住民投票条例の議案に関し、否決の議決をしたこと及びその議決内訳
甲 20	5 月 3 1 日 (水) 市長記者 会見 記者配 布資料「多目的 屋内施設の整 備等について」 と題する書面	写し	豊橋市	令和 5 年 5 月 3 1 日	市長記者会見において、豊橋公園の北側の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に含まれているため、この区域には多目的屋内施設を建設しないこと及び豊橋公園内にある豊橋球場については豊橋総合スポーツ公園に移設することが望ましいと発表したこと
甲 21	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業実施方針（案） （抜粋）	写し	豊橋市	令和 5 年 8 月	豊橋市が多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業実施方針（案）を公表したこと
甲 22	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業要求水準書	写し	豊橋市	令和 5 年 8 月	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業要求水準書（案）を公表したこと

	(案) (抜粋)				
甲 23	「令和 5 年 9 月定例会議事日程(第 4 号)」で始まる文書(抜粋)	写し	豊橋市議会	令和 5 年	豊橋市議会は、令和 5 年 9 月 29 日、「議案第 94 号 多目的屋内施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例について」に関し、可決の議決をしたこと
甲 24	とよはし市議会だより No. 341 (抜粋)	写し	豊橋市議会	令和 5 年 1 月 1 日	「議案第 94 号 多目的屋内施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例について」の議決の内訳
甲 25	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業実施方針(抜粋)	写し	豊橋市	令和 5 年 1 0 月	豊橋市が多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業実施方針を公表したこと
甲 26	多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業の選定について	写し	豊橋市	令和 5 年 1 0 月	豊橋市が P F I 法 7 条の規定により多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業を特定事業として選定し、同法 11 条 1 項の規定によりその旨を公表したこと
甲 27	とよはし市議	写し	豊橋市議	令和 6 年 5	豊橋市議会は、令和 6 年 2

	会だよりNo. 343 (抜粋)		会	月1日	月市議会臨時会において、豊橋公園への多目的屋内施設(新アリーナ)建設の賛否を問う住民投票条例の議案に関し、否決の議決をしたこと及びその議決の内訳
甲28	とよはし市議会だよりNo. 342 (抜粋)	写し	豊橋市議会	令和6年2月1日	豊橋市議会は、令和5年12月市議会定例会において、 「議案第109号 豊橋公園文化・運動・社会教育施設特別用途地区建築条例」に可決の議決をしたこと及びその議決の内訳
甲29	報道発表資料 令和6年4月26日(金)	写し	豊橋市	令和6年4月26日	多目的屋内施設等整備・運営事業について1グループから提案書等の提出があったこと
甲30	報道発表資料 令和6年5月30日(木)	写し	豊橋市	令和6年5月30日	多目的屋内施設等整備・運営事業の落札候補者を「TOYOHASHI Next Parkグループ」に決定したこと
甲31	多目的屋内施設及び豊橋公	写し	豊橋市(多目的屋内	令和6年6月	豊橋市が「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整

	園東側エリア 整備・運営事業 審査講評（抜 粋）		施設及び 豊橋公園 東側エリ ア整備・運 営事業審 査委員会)		備・運営事業審査講評」を 公表したこと
甲 32	「民間資金等 の活用による 公共施設等の 整備等の促進 に関する法律」 で始まる文書	写し	豊橋市	令和 6 年 7 月 1 日	豊橋市が「多目的屋内施設 及び豊橋公園東側エリア整 備・運営事業」の落札候補 者決定における客観的評価 の結果を公表したこと
甲 33	報道発表資料 令和 6 年 7 月 1 日（月）	写し	豊橋市	令和 6 年 7 月 1 日	豊橋市は、令和 6 年 6 月 2 8 日、多目的屋内施設等整 備・運営事業に関し、 「TOYOHASHI Next Park グループ」と基本協定 を締結したこと
甲 34	とよはし市議 会だより No. 346（抜粋）	写し	豊橋市議 会	令和 6 年 1 月 1 日	豊橋市議会は、令和 6 年 9 月市議会定例会において、 「議案第 98 号 特定事業 契約の締結について（多目 的屋内施設及び豊橋公園東 側エリア整備・運営事業）」 に関し、可決の議決をした

					こと及びその議決の内訳
甲 35	「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」で始まる文書	写し	豊橋市	令和 6 年 9 月 27 日	豊橋市は、「議案第 98 号 特定事業契約の締結について（多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業）」の可決の議決を受け、令和 6 年 9 月 27 日、豊橋ネクストパーク株式会社と「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業特定事業契約」を締結したこと
甲 36	「令和 6 年 9 月総務委員会」で始まる文書	写し	豊橋市議会	令和 6 年	現市長（長坂尚登）は、市議会議員であったとき、令和 6 年 9 月市議会定例会の総務委員会において、「議案第 98 号 特定事業契約の締結について（多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業）」に反対の意思を表明していたこと。 また、同委員会において、特定事業契約締結を市長選前に行わないことを求める

					請願に関し、請願採択の立場を表明していたこと。
甲 37	令和 6 年 1 1 月 1 0 日 執行 豊橋市長選挙 開票速報・結果	写し	豊橋市選挙管理委員会	令和 6 年 1 1 月	令和 6 年 1 1 月 1 0 日 執行の豊橋市長選挙において候補者長坂尚登が当選したこと
甲 38	豊橋市長選挙 選挙公報	写し	豊橋市選挙管理委員会	令和 6 年 1 1 月	令和 6 年 1 1 月 1 0 日 執行の豊橋市長選挙において候補者長坂尚登は、政策の一つとして「新アリーナ計画の中止（契約解除等）」を掲げていたこと
甲 39	報道発表資料 令和 6 年 5 月 9 日（木）	写し	豊橋市議会	令和 6 年 5 月 9 日	「豊橋だいすき会」の会派が結成されたこと並びに紘基会、豊橋だいすき会、れいわ新選組豊橋及びになる会の会派が解散されたこと
甲 40	東日新聞WEB 記事	写し	株式会社 東海日日新聞社	令和 6 年 1 1 月 2 3 日	豊橋市は、令和 6 年 1 1 月 1 1 日、豊橋ネクストパーク株式会社に対し、豊橋公園内の豊橋球場の解体工事及び樹木伐採工事の一時中止を要請したこと
甲 41	「多目的屋内 施設及び豊橋	写し	豊橋市	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	豊橋市は、令和 6 年 1 1 月 2 1 日、豊橋ネクストパー

	公園東側エリア整備・運営事業の特定事業契約の解除の申し入れについて（通知）」と題する文書				ク株式会社に対し、「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業」の契約解除に向けた協議の申し入れをしたこと及び当該事業に関する全ての業務（契約解除に向けた協議に関する一切を除く。）の一時中止を要請したこと
甲 42 の 1	「令和 6 年 1 2 月定例会議事日程（第 2 号）」で始まる文書（抜粋）	写し	豊橋市議会	令和 6 年	令和 6 年 1 2 月市議会定例会において、小原昌子議員、尾林伸治議員、菅谷竜議員及び星野隆輝議員が新アリーナ計画について代表質問をしたこと
甲 42 の 2	「令和 6 年 1 2 月定例会議事日程（第 3 号）」で始まる文書（抜粋）	写し	豊橋市議会	令和 6 年	令和 6 年 1 2 月市議会定例会において、松崎正尚議員、坂柳泰光議員及び本多洋之議員が新アリーナ計画について一般質問をしたこと
甲 42 の 3	「令和 6 年 1 2 月定例会議事日程（第 4 号）」で始まる文書（抜粋）	写し	豊橋市議会	令和 6 年	令和 6 年 1 2 月市議会定例会において、山口倫世議員、諸井菜々子議員及び寺本泰之議員が新アリーナ計画について一般質問をしたこと

甲 42 の 4	「令和 6 年 1 2 月定例会議 事日程（第 5 号）で始まる 文書（抜粋）」	写し	豊橋市議 会	令和 6 年	令和 6 年 1 2 月市議会定例 会において、土屋祐司議員、 小林憲生議員、豊田八千代 議員、 尾崎雅輝議員及び古池もも 議員が新アリーナ計画につ いて一般質問をしたこと
甲 43	とよはし市議 会だより NO. 3 4 7（抜粋）」	写し	豊橋市議 会	令和 7 年 2 月 1 日	①豊橋市議会は、令和 6 年 1 2 月市議会定例会におい て、「豊橋公園東側エリア （アリーナ）の事業継続を 求める請願書」を採択した こと及び その議決の内訳 ②豊橋市議会は、令和 6 年 1 2 月 2 0 日において、議 案第 1 1 9 号を全会一致で 可決したこと ③豊橋市議会は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日において、議 案会第 1 5 号に関し、撤回 の議決をしたこと及びその 議決の内訳 ④豊橋市議会は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日において、議

					<p>案会第16号に関し、否決の議決をしたこと及びその議決の内訳</p> <p>⑤豊橋市議会は、令和6年12月26日において、議案会第17号（本件議案）に関し、可決の議決をしたこと及びその議決の内訳</p>
甲44	「採択請願の処理及び結果の報告について（依頼）」と題する文書	写し	豊橋市議会議長	令和6年12月20日	<p>豊橋市議会は、令和6年12月市議会定例会において、「豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願書」を採択したことに関し、豊橋市長に対し、その処理経過及び結果の報告を求めたこと</p>
甲45	議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例	写し	豊橋市長	令和6年12月9日	<p>①議案第119号は、地方自治法96条1項5号の議会の議決に付すべき契約について、予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負としていたものを、予定価格2億2500万円以上と改正する内容であること</p>

					②議案第119号の施行日は令和7年4月1日であること
甲46	「◎議決案件 件数の推移(当初契約)」と題する文書	写し	豊橋市	令和7年2月	豊橋市においては、予定価格が1億5000万円以上であるため議決を要する契約の件数は、平成11年度から平成26年度までは年平均6.9件であったこと並びに令和2年度は9件、令和3年度は12件、令和4年度は10件及び令和5年度は19件であったこと
甲47	議会の議決に付すべき契約等に関する要望書	写し	豊橋商工会議所会頭	令和6年8月5日	豊橋商工会議所から、議会の議決に付すべき契約につき、予定価格1億5000万円以上から2億5000万円以上に引き上げることの要請があったこと
甲48	「令和6年12月総務委員会」で始まる文書(抜粋)	写し	豊橋市議会	令和7年	令和6年12月市議会定例会の総務委員会における議案第119号に関する審議経過
甲49	令和6年12月市議会定例	写し	豊橋市議会議員	令和6年12月26日	豊橋市議会議員は、12月26日、新アリーナに関し、

	会条例案 議 案会第15号 議案会第16 号				2つの住民投票条例案を市 議会に提出したこと
甲50	「豊橋市議会 議員名簿」と題 する書面	写し	豊橋市議 会	令和6年1 月21日	豊橋市議会議員の会派別構 成
甲51	東日新聞WE B記事	写し	株式会 社 東海日 新聞社	令和6年1 月20日	新アリーナに関する2つの 議員提案による住民投票条 例案を一本化するため議会 の会期が12月20日から 26日までに延長されたこ と
甲52	東日新聞WE B記事	写し	株式会 社 東海日 新聞社	令和6年1 月26日	2つの住民投票条例案は一 本化されなかったこと
甲53	「令和6年1 2月定例会議 事日程（第7 号）」で始まる 文書	写し	豊橋市議 会	令和7年	令和6年12月市議会定例 会の12月26日における 議案会第15号及び議案会 第16号並びに議案会第1 7号（本件議案）に関する 審議経過
甲54	「豊橋市議会 の議決すべき 事件を定める	写し	愛知県	令和7年3 月31日	豊橋市長が、令和7年2月 18日、愛知県知事に対し、 本件議決の取消しを求め、

	条例の一部を改正する条例」に係る豊橋市長からの審査の申立てに対する知事の裁定について」と題する書面				審査中立てをしたこと
甲 55	令和 7 年 3 月市議会定例会弁明書案	写し	豊橋市議会議員	令和 7 年 2 月 28 日	弁明書案では、本件議案に追加される条項である 3 号の「契約の解除に関すること。」に契約の解除に向けた協議も含まれることを前提とした主張があること
甲 56	「令和 7 年 2 月 28 日本会議 2 日目メモ」と題する書面	写し	豊橋市職員	令和 7 年 2 月 28 日	弁明書案の審議経過
甲 57	「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)」と題する書面	写し	総務大臣	平成 24 年 5 月 1 日	地方自治法 96 条 2 項に基づき条例により議会の議決すべきものとする事ができる事項には、①法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び②事柄の性質

					上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていること
甲 58	新版逐条地方自治法<第9次改訂版>	写し	松本英昭・学陽書房	平成31年3月22日	甲57に同じ
甲 59	新版逐条地方自治法<第9次改訂版>	同上	同上	同上	地方公共団体における契約は、通常、執行機関限りでなし得るものであること
甲 60	地方財務実務提要第1巻(加除式)	写し	地方自治制度研究会	昭和46年10月30日	議会が長その他の執行機関の契約締結に関与できるのは地方自治法が特に許容した範囲に限られること、それ以外のものについては長その他の執行機関限りで行うことができること
甲 61	「予算の執行と長の義務」と題する文書(コンシェルジュデスク地方財務実務大全オリジナル)	写し	第一法規株式会社	平成28年7月1日	選挙で交代した長が建設予定の施設につき建設中止の判断をしたときは、事務を誠実に執行するために当該施設に係る予算を削除した補正予算案を調整する必要があること
甲 62	LEX/DB	写し	株式会社	令和7年2	当該裁判例は、地方公共団

	インターネット トTKC法律 情報データベ ース(大津地裁 令和5年12 月22日判決) (抜粋)		TKC	月	体が締結した契約につき、 長に解除権が属することを 前提とした判断をしている こと
甲63	判例タイムズ No.1163 号・158頁 (最高裁平成 16年6月1 日判決)	写し	株式会社 TKC・ 判例タイ ムズ社	平成17年 1月1日	当該判例は、地方自治法9 6条1項5号の趣旨を政令 等で定める契約を締結する ことは普通地方公共団体に とって重要な経済行為に当 たるものであるから、これ に関しては住民の利益を保 障するとともに、これらの 事務の処理が住民の代表の 意思に基づいて適正に行わ れることを期することにあ ると解していること
甲64	債権各論上 巻・129頁	写し	我妻栄 著・岩波書 店	平成16年 6月4日	契約解除は、契約関係を遡 及的に解消し、法律関係を 清算する法律行為であるこ と
甲65	基本講義債権 各論I第4	写し	潮見佳男 著・新世社	令和4年4 月10日	民法545条4項の趣旨 は、解除権者を保護するた

	版・62頁				め、法律が特に解除の遡及効に制限を加えたものであること
甲66	債権各論上 巻・212頁	写し	我妻栄 著・岩波書店	平成16年 6月4日	約定解除の効果は、解除された契約から生じた法律効果は遡及的に消滅すること及び約定解除の効果として損害賠償義務を生じないこと
甲67	「地方自治法 第96条第2 項に基づき法 定受託事務を 議決事件とす る場合の考え 方について(通 知)」と題する 書面	写し	総務省自 治行政局 行政課長	平成24年 5月1日	同通知では、議決事件の対象にならない事務として、財務関係の事務として入札・契約、給付金の支給、国税徴収の例で行う滞納処分等の財務関係の事務（法96条1項に係るものを除く。）とされていること
甲68	地方財務実務 提要第1巻(加 除式)	写し	地方自治 制度研究 会	昭和46年 10月30 日	同書では、地方自治法96条1項5号に関し、工事又は製造の請負契約以外の種類の契約を条例で追加することや契約金額について地方自治法施行令の基準を下回るような定め方をすること

					とは許容されないと解されていること
甲 69	地方財務実務 提要第1巻(加 除式)	写し	地方自治 制度研究 会	昭和46年 10月30 日	同書では、契約の解除は契約に基づく法律関係が生じるものではなく、単に契約が結ばれなかった元の状態に戻すにすぎないものとされていることから、契約の解除は、議決を要する「契約を締結すること」に含まれないとされていること
甲 70	議員・職員のため の議会運営 の実際11・5 8頁	写し	自治日報 社	平成7年3 月20日	同書では、契約の解除を地方自治法96条2項の議決事件と定めることはできないとされていること
甲 71	法律学全集3 憲法I(第三 版)	写し	清宮四 郎・有斐閣	昭和63年 8月30日	同書では、地方公共団体の長は、直接住民から選挙され、住民の意志を背景としながら、地方議会に対して独立・対等の関係にたち、勢力の均衡を保ちつつ地方政治の運営にあたることが望ましいとされていること
甲 72	判例タイムズ No. 138	写し	株式会社 TKC・	平成25年 2月	当該判例の裁判官千葉勝美の補足意見において、議会

	3・121頁 (最高裁平成 24年4月2 0日判決)		判例タイ ムズ社		の議決の裁量権の範囲、適 否については、対象となる 権利・請求権が住民訴訟の 対象となっている、あるい は、対象となる可能性があ るとする場合と、そうでな い場合とで異なることはな いというべきとされている こと
甲73	東愛知新聞W EB	写し	株式会社 東愛知新 聞社	令和6年2 月14日	現市長長坂尚登は、令和6 年2月13日、市長選挙へ の出馬表明と解される記者 会見を行い、豊橋公園にお ける新アリーナ建設につい て反対を訴える旨を表明し たこと
甲74	執行機関 新 地方自治法講 座⑦	写し	ぎょうせ い	平成9年5 月10日	同書では、長と議会は、と もに直接、住民の選挙に基 づいて分立し、対等の立場 に立ってそれぞれの役割を 果たすこととされており、 相互の抑制と調和によって 地方自治の公正かつ円滑な 運営を実現しようとしている とされていること